

第九条の七第二項中、「第七十一条の五第二項」の下に、「及び第三項」を加え、同条第三項中、「第七十一条の五第三項」を「第七十一条の六第二項」に、「別記様式第五の二の三」を「別記様式第五の二の四」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第七十一条の六第一項の内閣府令で定める様式は、別記様式第五の二の三のとおりとする。

第一章の三中第九条の七の次に次の一条を加える。

(聴覚障害の基準)

第九条の七の二令第二十六条の四の二の内閣府令で定める基準は、十メートルの距離で、九十デシベルの警音器の音が聞こえることとする。

第二十三条第一項の表中

聴力(第一種運転免許(以下「第一種免許」という。)及び仮免許に係る適性試験にあつては、補聴器により補われた聴力を含む。)が〇メートルの距離で、九〇デシベルの警音器の音が聞こえるものであること。

を

一 両耳の聴力(第一種運転免許(以下「第一種免許」という。)及び仮免許に係る適性試験にあつては、補聴器により補われた聴力を含む。)が〇メートルの距離で、九〇デシベルの警音器の音が聞こえるものであること。

二 一に定めるもののほか、普通免許及び普通自動車仮免許(以下「普通仮免許」という。)に係る適性試験にあつては、両耳の聴力が〇メートルの距離で、九〇デシベルの警音器の音が聞こえるものではないが、法第九十一条の規定により、運転することができない自動車等の種類を専ら人を運搬する構造の普通自動車に限定し、かつ、当該普通自動車の進路と同一の進路及び進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を確認することができることとする後写鏡(以下「特定後写鏡」という。)を車室内において使用すべきこととする条件を付すことにより、当該普通自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

に改め、同条第二項第三号中

「普通自動車仮免許(以下「普通仮免許」という。)」を「普通仮免許」に改める。

第二十九条第六項中、「又は補聴器」を、「補聴器又は特定後写鏡」に改める。

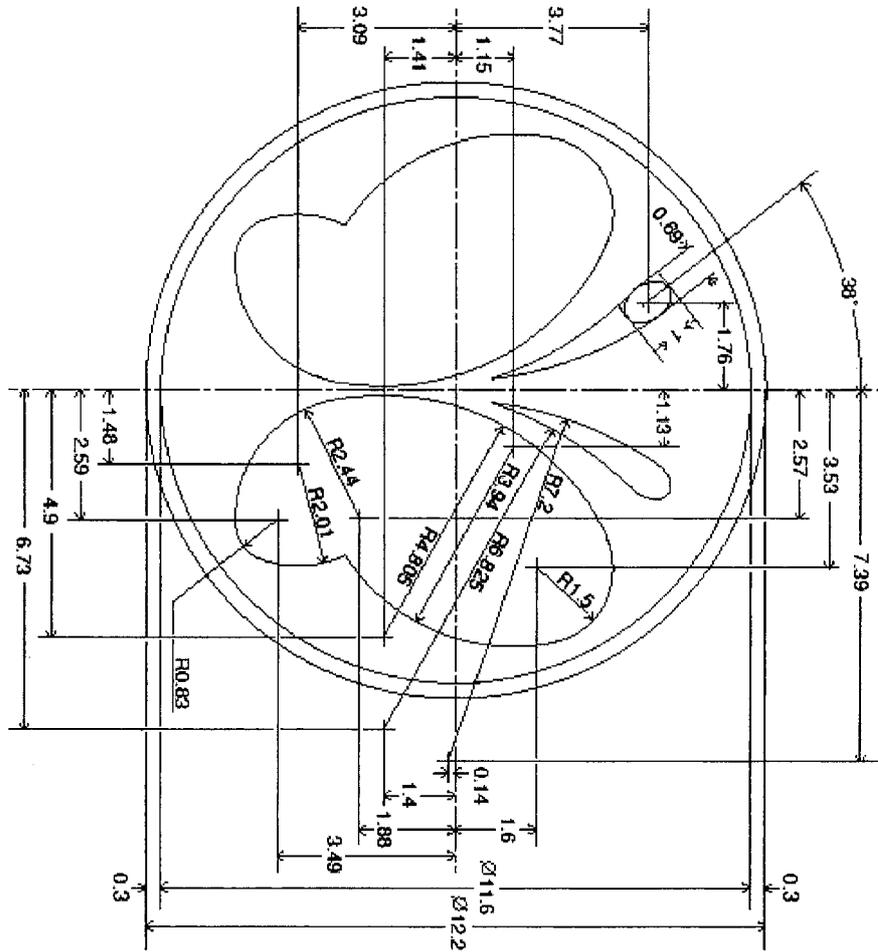
第二十九条の三第二項中、「第二十三条第一項の表運動能力の項」を「第二十三条第一項の表聴力の項中、「普通免許及び普通自動車仮免許(以下「普通仮免許」という。)」とあるのは「普通自動車対応免許(法第七十一条の五第二項の普通自動車対応免許をいう。)」と、同表運動能力の項」に改める。

第三十八条の三中、「民法(明治二十九年法律第八十九号第三十四条の規定により設立した法人第三十八条の七第二項において「公益法人」という。)」を、「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第三十八条の七第二項中、「公益法人」を、「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

別記様式第五の二の三を別記様式第五の二の四とし、別記様式第五の二の二の次に次の一様式を加える。

別記様式第五の二の三(第九条の七関係)



- 備考 1 縁の色彩は白色、ノーズの色彩は黄色、地の部分の色彩は緑色とする。
- 2 地の部分には反射材料を用いるものとする。
- 3 図示の弧の単位は、センチメートルとする。

別表第二補聴器の項中、「第二十三条第一項の表の聴力の項」を「第二十三条第一項の表の聴力の項第一号」に改め、同項の次に次のように加える。

特定後写鏡 専ら人を運搬する構造の普通自動車を運転中は、特定後写鏡を車室内において使用するもの。

附 則

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十年六月一日)から施行する。ただし、第三十八条の三及び第三十八条の七第一項の改正規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の施行の日(平成二十年二月一日)から施行する。